

連載

フィールド・アイ Field Eye

バルセロナから——②

武藏野大学教授 石原 真三子

Mamiko Ishihara



■スペインの民主化 30 年

スペインについてほとんど知識のなかった私がバルセロナに住んで実感したことのひとつは、スペイン語圏の大きさである。前回、スペインへの移民の出身地で最も多いのは中南米諸国であると書いたが、その理由のひとつが言語であるということは容易に想像できる。スペイン語が全くわからないままスペインでの生活を始めた自分の状態を考えると、移民として働き生活していく上で、母語が使えることは非常に有利だと感じる。

テレビで、スペイン・ポップスのヒット曲のミュージック・ビデオを流すチャンネルをよく見ていたので、幾人かのミュージシャンを覚えててしまった。ずいぶん後になって、そのうちのかなりの割合が実はスペイン人ではないことを知った。大人気のシャキーラはコロンビア出身、私が好きなファン・ルイス・ゲッラはドミニカ共和国の出身だ。またこのチャンネルでは、日本でも有名なペルトリコ系のジェニファー・ロペスやリッキー・マーティンが、スペイン語で歌っている。

コロンビア人のミュージシャン、ファネスは、今年の3月、平和コンサートを主催したが、彼もスペインのヒット・チャートの常連である。このコンサートは、コロンビアとエクアドル、ベネズエラの政治的緊張が高まっているタイミングで開催されたのだが、上述のファン・ルイス・ゲッラや、中南米ツアー中だったスペイン人ミュージシャン、ミゲル・ボセなど、スペイン語圏の様々な国のミュージシャンが参加していた。

言語が同じで文化を共有しているということは、それだけ市場が広いことを意味するのだと思う。スペインの人口は、約4500万だが、スペイン語を話す人口

は世界中で4億弱といわれている。音楽だけでなく、スペイン語の本の出版を考えた場合、対象となる人口は4500万ではなく、4億ということになる。実際、スウェーデン人やイスラエル人の友人によると、大学レベル以上の専門書は需要が少なく翻訳されないので英語で読むしかないらしい。スウェーデンの人口は約900万、イスラエルの人口は約700万である。一方、ポンペウ・ファブラ大学の本屋には、日本と同様、スペイン語に翻訳されたマンキューの経済学の教科書が山積みしてあった。

去年の11月には、イベロアメリカ・サミットに出席したスペイン国王ファン・カルロス1世のニュースが話題になった。イベロアメリカ・サミットとは、スペイン、ポルトガルと、その旧植民地の中南米諸国の首脳会議である。私は、そもそもイベロアメリカ・サミットのような会議が行われていることすら知らなかつたので、このニュースでスペインと中南米の関係の深さをあらためて認識した。

このイベロアメリカ・サミットで起こった「事件」は、ベネズエラのチャベス大統領がスペインのアスナール前首相を批判したのに対し、サバテロ現首相が前首相を弁護したが、チャベス大統領はそれをさえぎって批判を続けたため、ファン・カルロス1世がチャベス大統領にむかって「黙らないか。(Porque no te callas?)」と発言したというものである。このあと、スペインでは「Porque no te callas?」を印刷したTシャツやマグカップが売り出され、人気を博したことは、日本でも報道されたらしい。

公式の会議での国王のこの発言は問題があるという向きもあるだろうが、この「事件」に対するスペイン国民の反応から、ファン・カルロス1世の人気が高いことが窺われる。スペインの現代史を考えると、この人気の高さは当然かと思う。スペインが1975年のフランコの死によって独裁体制に終止符をうち、現在のような民主的な政治体制にスムーズに移行できたのは、国王のおかげといっても過言ではないからだ。フランコの死後、41年ぶりの総選挙が1977年、新憲法の制定が1978年だったため、年末年始には、テレビで「議会政治30年」特別番組を放映していた。

スペインの政治体制の民主化は、労働市場改革の試行錯誤の開始でもあった。フランコ独裁時代の労働市場は、労働組合を禁止するかわりに文字通りの終身雇

用を保障するような厳格な労働者保護制度の下にあつたらしい¹⁾。民主化直後の1980年代の初頭には、無期契約（退職金付きの期間の定めのない雇用契約）は、スペイン全体の労働契約の90%以上を占め、残りの1割に満たない有期契約の労働者は、主に農業や観光業などの季節労働者で通常業務ではない仕事に就いていた。

民主化後のスペイン政府は、まず、1970年代後半に労働組合を合法化し、労使の団体交渉で賃金やその他の労働条件を決めるシステムを再構築した。それとともに、フランコ時代の労働者保護体制を緩めることは、民主化への移行を無事に行いたい政府にとって厳しい選択だったため、労働者保護の制度は維持された。すなわち1980年の「労働者法（Ley del Estatuto de los Trabajadores）」の主な特徴は、解雇と異動に関しての厳しい制限と賃金・労働条件の決定における団体交渉の優越、および無期契約と有期契約の労働者の同一労働同一賃金の原則であった²⁾。

この法律に対する最初の改革は1984年で、有期契約の範囲を通常業務に拡大し、無期契約に比べて、契約の打ち切りに際しての企業の負担を軽くした。このため、全雇用者に占める有期契約労働者の割合は1980年代後半に急上昇し、1990年には30%を超え、1995年には35.4%にまで上昇した。政府は、増加した有期契約の割合を下げるべく、1994年、1997年、2001年に改革を行い、法律で決められている無期契約労働者の解雇費用を下げたのだが、有期契約の割合は30%台で推移し、2007年の第4四半期は30.9%と、減少しているもののその減少幅は小さい。有期契約の

割合が減少しない理由のひとつは公共部門での有期契約の増加、もうひとつは移民の増加（移民労働者の雇用は有期契約によるものが多い）と考えられている。

今年の3月9日はスペインの総選挙だった。選挙前は、与党社会労働者党のサバテロ現首相と最大野党民衆党のラホイ党首による党首討論が2度にわたって全国にテレビ中継され、スペイン中がこの放送を観たらしい。投票の結果、過半数には届かなかったものの社会労働者党の勝利となり、サバテロ首相の続投が決まった。スペイン中が党首討論のテレビ中継を視聴し、75%という投票率（前回の2004年もほぼ同じ）を記録したという事実を賞賛する日本人は私だけではないだろう。民主化30年で、ほぼ2大政党が確立して政権交代を行い、（いろいろと問題はあるだろうが）民主主義政治が機能しているように思えるスペインを、うらやましいと思う。

1) スペインの労働市場の制度の変遷については、Dolado, J. J., C. Garcia-Serrano and J. F. Jimeno “Drawing Lessons from the Boom of Temporary Jobs in Spain,” *The Economic Journal*, 112, June 2002, pp. F270-F295を参考にした。最近の統計に関しては、前回と同様、www.ine.esを参考にした。

2) 上記の論文の分析によると、法律はあるものの、実際には有期契約と無期契約の労働者間の賃金格差が観察されている。

いしはら・まみこ 武藏野大学政治経済学部教授。最近の主な著作に“Why Part-time Workers Do Not Accept a Wage Gap with Regular Workers,” *Japan Labor Review* Vol. 2, No. 2 (共著、2005年)。労働経済学専攻。